

明治期における商業教育史の回顧-明治大学商学部創立の歴史的背景-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 歴史編纂委員会専門委員会 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浅田, 毅衛 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/5305

明治期における商業教育史の回顧

——明治大学商学部創立の歴史的背景——

浅田毅衛

- 一 日本商業教育史の回顧と問題点
- 二 明治前期の商業教育
- 三 明治中期の商業教育
- 四 明治後期の商業教育と明治大学商学部の創立

一 日本商業教育史の回顧と問題点

明治大学商学部が明治三十七（一九〇四）年九月に開講されてから昨年（一九八四年）で八十周年を迎えた。

これを機に、当学部が日本の商業教育のなかでどのような位置づけられ、またその創立がどのような意義をもっていたかを見直してみたい。

日本の商業教育を回顧するとき、その源流は江戸時代の「商売に油断なく、弁舌、手だれ、知恵、才覚、算用にとけて」と教えた西鶴の「日本永代蔵」や「商いの道」を倫理的に説いた石田梅岩の「石門心学」などの江戸時代の商業教育にあるのかもしれないが、⁽¹⁾本稿では商業社会の自由な発展を用意し、貿易商社・銀行・株式会社など近代商業制度を先進国から移植・育成に努めた明治政府の商業教育からみることにしたい。

明治期における商業教育の歩みを一律に考えることはできないだろう。そこで、本稿では明治期の商業教育を三期に大別して考えてみたいとおもう。

明治五（一八七二）年の「学制」の発布から明治十七（一八八四）年の「商業学校通則」制定まえまでを明治前期商業教育制度の啓蒙期とし、明治十七年の「商業学校通則」制定から明治三十二（一八九九）年の「実業学校令」制定までを明治中期商業教育制度の成立期とし、「実業学校令」制定以降を明治後期商業教育制度の確立・発展期としてとらえてみたい。

この教育史をめぐる時期区分については、いろいろな見解があり、起算年問題や商業教育論の概念規定問題など多くの問題が残されている。そこで、その代表的な見解を紹介しながらこれらの問題点をみておきたいとおもう。

東京商科大学（一橋大学の前身）初代学長佐野善作氏は「我国商業教育の進展」⁽²⁾のなかで、明治初年から明治十七（一八八四）年商業学校通則制定までを第一期の啓蒙運動時代、明治十七（一八八四）年から大正七（一九一八）年の「大学令」公布頃（明確な指摘なし）までを第二期整備運動時代、「大学令」制定以降を第三期革正運動時代と分類し、その特徴を「第一の啓蒙運動とは、

見習教育に対する学園教育の抗争であって見習教育論者は、商人の教育は実地に就き見習を為さしむるに限る、商売の道は学校の教壇などから授け得べきものではない、商業学校などは無用のものであると主張し、往時には其勢力真に侮るべからざるものがあって、之に対抗する運動・之を説伏する努力は中々容易でなかったのである。第二の整備運動とは、商業教育の内面的の努力であって、同教育の自家完成運動である。即ち或は教育の制度を樹て、或は学校の程度・教科等を定め、又或は設備内容を充実する等、専ら機構の整備・規格の統一に関するものである。第三の革正運動とは、教育の力に依つて、實際界の風紀を肅正し、之を浄化せんとする倫理運動であって、教育は實際界よりも常に一步先きに行き、之を嚮導薫化すべきであるという見識から出発した活動である」⁽³⁾と説明している。この佐野説は第二期の終わり、つまり、第三期のはじまりの指標が大正七（一九一八）年発布の「大学令」が大正九（一九二〇）年の「実業補習学校教員養成所」の制定なのか明確ではないが、明治期を二期に区分する見解である。

次に、文部省実業事務局で編纂された『実業教育五十年史』⁽⁴⁾では、実業教育五十年を第一期明治五(一八七二)年の「学制」頒布から明治十二(一八七九)年の「教育令」発布まで「学制時代」、第二期「教育令」発布から明治十九(一八八七)年の学校令まで「教育令時代」、第三期学校令発布より明治三十二(一八九九)年の実業学校令発布まで「学校令時代」、第四期実業学校令発布から明治末期まで「実業学校時代」、第五期「大正時代」と実業学校史五十年を明治期について四期に区分している。これは実業教育行政を基本とした分類である。

「学制」発布百年を記念して編纂された『日本近代教育百年史』⁽⁵⁾のなかでの実業教育の時代区分は、第一期明治元(一八六八)年より明治十五(一八八二)年まで「近代産業の移植と産業教育時代」、第二期明治十六(一八八三)年より明治二十八(一八九五)年まで「近代産業の展開と産業教育時代」、第三期明治二十九(一八九六)年より大正三(一九一四)年まで「近代産業の確立と産業教育時代」、第四期大正四(一九一五)年より昭和五(一九三〇)年まで「産業の急速な発展と産業教育

時代」、第五期昭和六(一九三一)年より昭和二十(一九四五)年まで「戦時体制の進行と産業教育時代」、第六期昭和二十一(一九四六)年より昭和二十九(一九五四)年まで「産業の再建と産業教育時代」、第七期昭和三十(一九五五)年より昭和四十五(一九七〇)年まで「技術革新の展開と産業教育時代」と産業教育百年を時代区分した。⁽⁶⁾なかでも、われわれの問題とする明治期は三期に区分し、その特徴を次のように説明されている。

明治第一期は、「各省が産業教育機関を設けて、外人教師を雇い、欧米の近代産業技術を直接的に摂取しようとした時期である」⁽⁷⁾。第二期は、「文部省が産業教育の制度化に着手し、産業教育機関を次第に文部一省の管轄下に統合していった時代である」⁽⁸⁾。第三期は、「実業学校令」「専門学校令」等の制定により、「中等実業学校や実業専門学校の制度が確立され、その内容が充実した時代である」⁽⁹⁾。この見解は明治政府の経済政策と産業教育とを結びつけようとした点の特徴であり、この視点がわれわれの共鳴できる優れた点だとおもう。

最後に、商業教育の先覚的研究者戸田正志氏の見解を

紹介しておきたい。戸田氏は「日本商業教育百年の回顧」⁽¹⁰⁾のなかで、日本の商業教育百年を明治初年から日清戦争時代を第一期、日清戦争後の明治三十三(一九〇〇)年ごろから昭和十(一九三五)年ごろまでを第二期、昭和十一(一九三六)年の二・二六事件から昭和二十(一九四五)年の終戦までの戦争期を第三期(昭和十一年から十五年まで戦争前期、十六年の真珠湾攻撃から昭和二十年の終戦までを戦争後期に区分)、昭和二十(一九四五年)年八月敗戦以降の戦後期を第四期(昭和二十年から昭和二十六年の産業教育振興法の成立まで戦後一期、それ以降を戦後二期として区分)に分類された。この四期の区分論拠を商業及び経済の発展と、商業教育さらに戦争とを結びつけて時代的に区切り、第一期は英・米・ベルギー人を招聘し、その商業教育を模倣した時代、第二期はドイツの商業教育をモデルとした時代、第三期は戦争による商業教育の排外反骨の時代、第四期アメリカ占領政策によるアメリカ式商業教育伝習時代とそれぞれの時代を特徴づけている。問題の明治期については、商業教育年史の起算年を明治十七(一八八四)年の「商業学

校通則」におくことに反対し、明治七(一八七四)年の大蔵省銀行学局の銀行員養成所か翌年の東京商法講習所の設立におくこと、また、商業教育が他の職業教育(農工水産)とともに、普通教育にくらべて遅れて常にその跡を追い求めている状態にあったことなどを特質として論述されている。

以上、代表的な時代区分の諸見解をみて注目されるのは商業教育史が実業教育史・産業教育史のなかでどのように位置づけられるのか、その理解が時代区分における論拠のちがいつながるようにおもわれる。そこで、この問題を戸田氏の商業教育理念を手がかりとして簡単に整理してみたいとおもう。

戸田氏は商業教育について「商業は配給業(マーケティング)、サービス業(用役)とを包含する。産業分野におけるいわゆる第三次産業にしてこれに須要な知識技能を会得させると同時に人間的陶冶を目指す教育である⁽¹¹⁾」と概念規程し、その具体的教科として、サービス業を商業補助業務としての運送・倉庫・保険・銀行・金融機関・証券・物産の取引業などの諸業を指すものを科目

とすると説明されている。さらにサービス業は商業以外の一般社会にもサービスを提供するもので第三次産業（サービス産業全般で商業をはじめ運輸・通信・公共サービス等の十六業種）に限らず第一次産業（農林水産業・鉱業の四種）と第二次産業（製造業・建設業をはじめ電気・輸送・精密機械等の三十三種）における経営の管理・事務を司る科目を含む産業教育のすべての分野にわたるものであると、広く商業教育を捉えていられる。⁽¹²⁾したがって「商業教育は、実業教育・産業教育・職業教育に対してその一部分を占める名称である」とし、⁽¹³⁾それぞれの教育を次のように説明された。実業教育は商業のほか、工業・農業・水産の諸業を包含し、明治・大正・昭和の前半時代まで法規上や文部省官制用語として用いられた教育を言い、産業教育はさきに指摘した第一次、第二次、第三次の諸産業を含み、商業教育は産業教育の一分野であり、歴史的には昭和二十六（一九五二）年「産業教育振興法」制定より実業教育用語から新名産業教育におきかえられたものであると説明される。その他、職業教育は職業指導理念から商業のほか工・農・水産と戦

後は家政科を含めた職業指導機関の教育を言い、専門教育は医師、会計士、弁護士などのために専門的教育を施すことを目的とする狭い規程でなく、農・工・商・水産・家庭科教育のほか、音楽・体操・絵画などの専門分科した職業教育よりも広範囲なものと解釈し、歴史的には明治三十二（一八九九）年の「実業学校令」と明治三十六（一九一三）年の「専門学校令」によって成立し、旧制高等商業、高等工業などがその代表的学校である。これに対して、普通教育は特定の職業に役立たせることを目的とせず、さらに広い生活に役立たせることを目指し、画一的な規制による戦前は国家須要に応ずる人材育成を目的としたこともあった。したがって、普通教育を主体的地位におき産業教育を傍系的地位においた差別的な取り扱いが戦前まではあったと考えられる。戸田氏はこのことを、士農工商という段階的な古い言葉が現今でも普農工商と名称をかえて普通課程の偏重が存続していると指摘されている。⁽¹⁴⁾

以上、戸田氏の教育理念を紹介しながら、商業教育の理念をみてきたが、もちろん、この理念も、教育の在り方も

商業經濟の發達に呼応して變化するものであり、これら商業教育の歩みを明治期に限定してみることにしたい。

二 明治前期の商業教育

日本の近代的商業教育のはじまりは、制度上は明治五(一八七二)年頒布した「学制」におき、教育機関としては明治七(一八七四)年に設立された大蔵省銀行学局による「国立銀行銀行員養成所」におくことができるとおもう。

「学制」第三十六章に「商業学校ハ商用ニ係ルコトヲ教フ海内繁盛ノ地ニ就テ数所ヲ設ク」とし、商業学校の目的と設立意図を漠然とながら示した。さらに翌年の四月に「学制」が追加されて、「商業学校教科ヲ分テ予科本科」(第二百零章)をおいた専門学校の規定を定め、外人教師を教授とした高等商業教育機関の設立を認めた(第百九十章)。

商業教育機関を最初に設立したのは勸商政策を担当した大蔵省であった。明治二(一八六九)年会計官廃止のあとをうけて創立された大蔵省の最も重要な業務は、通

貨および金融機構の確立であった。太政官紙幣発行政策や為替会社の資金融通政策に失敗した政府は、明治五(一八七二)年アメリカのナショナル・バンク(National Banking System)をモデルに正貨兌換を目指す発券国立銀行設立に踏み切った。これを推進した大蔵大輔井上馨は創立された国立銀行の事務伝習のために、イギリスのチャータード・マーカントイル銀行(Chartered Mercantile Bank of India, London & China) 横浜支店の銀行員アラン・シャンド(Allan Shand)を講師として雇い入れ、紙幣頭得能良介に命じて銀行学局を開かせ、シャンドのもとで十名の官費生に簿記・経済学・銀行論などを伝習させた。これが商業教育伝習時代の幕開けである。このときの様子を得能は、「銀行立ち而して商業成る、其相須つ如此して国始て立つ⁽¹⁵⁾」とし、「洋籍に就き、各国銀行の例規及び營業の次第を講究探知し、国立銀行をして其方向を知り、以て立つ所あらしめんとす⁽¹⁶⁾」と設立趣旨を述べている。この銀行学局の商業教育の内容を「銀行学局規則」で見ると、学局で学ぶ官費生は十六歳から二十歳までの洋書を解する青年で構成さ

れ、予科（半カ年）、本科（下等一カ年、上等二カ年）

のである。

の二課程に分け、予科では経済学大意、銀行条例、簿記精法記入、算術、本科下等では銀行書、翻訳、簿記法、算術、本科上等では銀行史、銀行条例、商法学などを履修させている。⁽¹⁷⁾ こうした銀行学局の伝習内容が銀行事務知識や技術の他に、経済学や商法学など商業教育の基礎的科目が履修要件に含まれていることから、これをわが国における「商業教育の濫觴」⁽¹⁸⁾とみる見解がある。しかし、この銀行学局は明治九（一八七五）年七月廃止され、翌年一月に銀行伝習所が設立されて継承されたが、これも明治十二（一八七九）年六月廃止されて消滅してしまつた。むしろ、わが国の商業教育機関の「濫觴」を考へるならば、明治八（一八七五）年八月森有礼が私費を投じて東京京橋尾張町に創設した商法講習所「小松塾」ではないだろうか。同所は明治九（一八七六）年東京會議所に移管され、さらに東京府・農商務省へと管理が移り、明治十七（一八八四）年に東京商業学校と改称し、これが後に東京商科大学となり、現在の一橋大学へと日本の高等商業教育機関の中心的存在に成長していく

こうして、商法講習所は銀行学局が官庁職員養成のためビジネス・スクールの商業教育機関であつたのに対して、国民を対象としたわが国初の高等商業教育機関として開校されたとみることが出来る。したがって、厳密に日本商業教育史の起算年を考へるとき、銀行学局設立時ではなく、商法講習所「小松塾」が設立された明治八（一八七五）年八月におくことが正しいのではないかとおもふ。その他起算年については、第一節でもみたように、明治五（一八七二）年の「商業学校ハ商用ニ係ルコトヲ教フ海内繁盛ノ地ニ就テ数所ヲ設ク」と定めた「学制」⁽¹⁹⁾ 發布の年とする説もあるが、この「学制」は先進欧米諸国の商業教育を受売りに規定したもので、政府は教育施策の重点を普通教育におき、商業教育を積極的に推進していく意図はなかつたと言ひ切ることが出来るだろう。

日本における最初の商業教育機関は商法講習所をはじめとした私塾や企業などによる民間学舎によって設立され、商業教育はこの私的な民間施設によりはじめられた

とすることが出来る。明治十年代に入り公立商業講習所が地方都市に設立するが、わが国商業教育の草創期には私塾商法講習所と民間教育学舎で賄われていた。この代表的民間学舎として岩本忠蔵が明治五（一八七二）年設立した明治学舎、本吉太兵衛が同年設立した協栄学舎、翌年丸善商社内に設立された帳合稽古所（創始者早矢仕有的）があげられる。この民間三学舎は、商人によって設立・経営され、西洋Ⅱ記簿法洋式簿記の技術伝習や英語・数学を学科内容として、商業教育史のうえで先駆的役割を果たしたといえるだろう。ここで注目されることは、明治学舎にみられるように講師に外人教師の外に慶応義塾出身の上島竜蔵が雇われ、福沢の「帳合之法」が教科書に使用されるなど、慶応義塾の果たした役割の大きいことである。

「帳合之法」と題した簿記書は福沢がプライベートとストラトンの簿記書(Common School Book Keeping)を訳出したもので、福沢の実業としての商業を象徴する書物の一つでもある。福沢の実業主義は、簿記や商法を授業とする商業教育を広め、実業界・教育界の人材養成に

貢献した。とりわけ、明治初期の商業学校・簿記学校の創設には慶応福沢門下生が活躍した功績は大きい。明治草創期ではさきの丸善帳合稽古所を創立した早矢仕有のが慶応出身であり、明治学舎の記簿法の講師上島竜蔵、大蔵省銀行学局講師簿記担当宇佐川秀次郎、経済書担当三輪信次郎、東京商法講習所の助教森島修太郎、成瀬隆蔵なども福沢門下生である。明治十年代に地方に多くの商法講習所が設立されるが、そのなかにも多くの福沢門下生が活躍する。明治十一（一八七八）年設立の神戸商業講習所初代所長甲斐織衛、明治十三（一八八〇）年設立の大阪商業講習所開設提唱者加藤政之助、初代所長相原捨三、同じ年に設立した岡山商法講習所の初代所長箕浦勝人、明治十五（一八八二）年に設立した横浜商法講習所の初代所長美沢進など商業講習所の所長は慶応出身者で占められている。その他三菱商業学校の初代校長森下岩楠も福沢門下生である。

また、福沢自身も明治十二（一八七九）年に簿記講習所を設立し、三年間で五百名の人材を教育し、実業界・教育界に送りだしている。⁽¹⁹⁾明治二十三（一八九〇）年度

応義塾に理財科が新設される以前に多くの人材を養成し、商業教育界や実業界に送りだしている。そのうえ福沢は、東京商法講習所をはじめ多くの商業学校や簿記学校の設立に関係し、初期の日本商業教育に貢献している。当時のかれの商業教育論は、森有礼の依頼による東京商法講習所の「商学校ヲ建ルノ主意」と題する趣意書のなかにみることが出来る。「凡ソ西洋諸国商人アレバ必ず亦商学校アリ……商売ヲ以テ戦フノ世ニハ商法ヲ研究セザレバ外国人ニ敵対ス司ラズ苟モ商人トシテ内外ノ別ヲ知り全国ノ商戦ニ眼ヲ着スル者ハ勉ル所ナカル可ラズ⁽²⁰⁾」と『学問のすすめ』の一節「学問に入らば大に学問す可し。農たれば大農と為れ、商たれば大商と為れ、学者小安に安んずる勿れ⁽²¹⁾」のなかで商業教育の必要性を説いている。

以上のように、明治初年の商業教育啓蒙時代に果した福沢とその門下生の活躍は注目しなければならない。この福沢と共にこの期に商業教育育成に活躍された人物として、商法講習所を自費で創設した森有礼、これを後援した渋沢栄一、教育担当者ホイットニー、教育経営責任

者初代所長の矢野二郎などがあげられるだろう。

森有礼はさきの商法講習所の設立過程で説明したように、少務弁務使としてアメリカに滞在中商業教育の必要性を痛感し、アメリカ・ニューアーク商業学校校長ホイットニーに日本へ招聘することを約束して明治六（一八七三）年帰国し、日本政府に商業学校を創設して外人教師雇入れを要請したが拒絶された。そこで森はホイットニーとその弟子富田鉄之助との約束を果すために、私費を投じて東京商法講習所を創設した。これが森側からみた東京商法講習所創設の一面である。森は開講三ヶ月後の十一月に特命全権公使として清国に赴任することになり、東京府知事大久保一翁、東京会議所会頭渋沢栄一の協力によって、商法講習所の管理を東京会議所に委託し、翌年五月には東京府に管理が移り、森の手から講習所は東京府の所轄となっていた。そして、初代所長に迎えられたのが矢野二郎である。矢野は明治二十六（一八九三）年に退職するまで、渋沢と共に商法講習所の発展に多大な功績を残している。特質すべき矢野の功績は、開校時の商法講習所が英語によるアメリカ直輸入教

育を矢野は「教諭高木貞作、米人ホイットニーと謀り、

欧米商業学校の教科課程を参酌し、之を我国の實際に比
照して学則を定め校規を整へ、実践科をも併せ置いた⁽²²⁾。

かれはアメリカ式商業教育から日本に適應した日本式商
業教育への転換をはかろうとしたのである。明治九年の

「商法講習所略則」をみると、年齢に制限なく修業年限
は十八カ月でこれを三期に分け、第一期に英語の基礎教
育、第二期に算術・簿記などの専門教育、第三期に「実
際上ノ処方ニ擬ス」実習教育がおかれている。これを矢
野所長は同年十月に改正して、修業年限二カ年とし、こ
れを二期に分けて第一期は「講理科」と称して、次のよ
うな教科内容の授業を行なった。

英文習字、同作文、同会話、訳文、英文、商用文章

ブライアント・ストラトン合著商業簿記法、商用簿

記初歩、簿記カード、簿記学輪講

ブライアント・ストラトン合著商業算術書

パルソン氏商律、ボウセット氏経済書、ラウカルス

氏致富学講義

商業歴史、商業地理書

電信暗号商業関係ノ諸務⁽²³⁾

第二期は「実践科」と称して次のような実習教科をお
いて実地的教育をおこなった。

銀行、保険会社、請売問屋、郵便局、郵船会社、小
売店、問屋、製造所、税関、外国支店

其他諸商業実地取引記簿ヲ活用シ則チ紙幣銅貨ノ模
型ヲ造リ之ヲ通貨ニ擬シ諸商賈売買ニハ紙札ヲ以テ
商品ニ模シ之ヲ売買交易ス又商家社店ノ模型ヲ設ケ
諸手形証書ノ適用ヲ主トシ貨幣兩替相場等各国商業
関係ノ新聞雜誌及者物価表ニ抛リ日々講習スル所惣
テ実務ニ従事スルト異ナル事ナシ⁽²⁴⁾

まさに、福沢の作成した商法講習所の趣意書「商学校
ヲ建ルノ主意」の学理と実践の教育を實踐しようとした
ものであった。明治十三（一八八〇）年この略則を学則
として体系化した。

明治十三（一八八〇）年学則第一条で「商法講習所ハ
商業一般必用ノ事務ヲ教授スル所ノ公立専門学校ナリ」
と東京府に移管してその目的を規定した。その内容は、
予備科を廃止し、入学資格を十五歳以上とし、修業年限

を三カ年に引きあげ、これを六ヶ月ずつ六期に区分し、

一、二、三学期に「講理」を、四、五学期に「講理」と「実践科」を、最後の六学期に「実践科」を教えることとした。⁽²⁵⁾これをさらに明治十四（一八八一）年五月に学則を改正し、入学年齢を十三歳に引き下げて修業年限を五ケ年に延長し、「初三年間ハ専ラ内国商業必要ノ学科ヲ授ケ傍ラ英語ヲ教ヘテ外国商業ヲ学ハシムルノ楷梯トス後二年間ハ英語ヲ以テ外国商業ノ方法慣習等ヲ教授ス」⁽²⁶⁾（第四条）とした。とくに、この改正で注目されるのは、初級国内高等教育は国語科三年、上級外国商業教育は英語科二年課程をおいたことである。地方の公立講習所、とくに神戸・大阪商法講習所は、「教授書ハ総テ日本文ノ書ヲ用ユ」、「当講習所ハモト商人ノ子弟ヲ教授スル為ニ設立セシモノナレバ、其教育方法ノ如キモ、専ラ商売上ノ取引ニ使用スベキコトヲ教ヘ」⁽²⁷⁾と神戸では日本語による地域における実学教育をおこない、大阪でも「本所設置ノ目的ハ実地商業ニ適切ナル学芸ヲ講習シ善良ナル商賈ヲ養成スルニアリ」⁽²⁸⁾と五代友厚をはじめとした大阪商人たちの創立発起人の意志が貫かれている。

矢野の明治十四（一八八一）年の教則改正は神戸や大阪講習所の一般商人のための商業教育に接近したものであり、東京府会や三井物産の益田孝を中心とした在来商業教育の要請を国語科の設置の形で応えたといえるだろう。益田孝をはじめとした東京会議所の商人たちの東京商法講習所の洋式商業教育・英語科本科設置の批判は、府会の補助金廃止論・商法講習所の廃止決議へと発展していった。⁽²⁹⁾

この明治十四（一八八一）年の論議は終局的に府会で商法講習所の廃校が七月に決議され、矢野の退官をもって終符がうたれた。しかし商法講習所の存続を図ろうとする渋沢・福地源一郎・大倉喜八郎などが、農商務省に対する補助金下付運動を展開し、九、六八四円の交付を得て九月に商法講習所が再開され、矢野も所長に復帰し、再び商法講習所の発展に尽した。

この商法講習所の存続運動にみられるように、わが国商業教育発展の陰の功労者として渋沢栄一を忘れることができない。

渋沢は森有礼・福沢諭吉・矢野次郎などちがひ商業

教育論著もなく、表面に現われた派手な活動はみられないが、幾度となく襲った商法講習所の危機を救済している。商法講習所は開所当初から経費支弁の困難に直面しており、ホイットニーの給料やその他の費用を渋沢が会頭している東京会議所が負担し、森に貸与する変則的経営をおこなう有様であった。その後も講習所は東京会議所の共有金や東京府の補助金によって運営されていた。援助資金の共有金は東京会議所が旧幕時代に蓄えた江戸市民の七分金・七分積金を管理していた資金で、ホイットニーの年俸二、五〇〇円もそこから支出されていた。この共有金が明治十(一八七七)年以降東京府に委譲されて地方税の一種として府会の議決事項となった。これがさきに見たように明治十四(一八八二)年七月府会で支弁が拒否され、廃校に追いやられる要因となった。この講習所廃校の危機も渋沢によって救われる。渋沢はさきに見たように明治十四(一八八二)年創設された新しい農商務省に補助金の交付をうけて講習所を存続させ、その後もかれは生涯かけて東京商法講習所の発展に尽した。

かれの商業教育論は、むしろ旧い儒教的「士魂商才

論」であり、「『国益私益一致論』を信念に「我々商業ニ身ヲ委ヌル人々ハ殊更奮励シテ此ノ有様ヲ一変シ富国ノ本ハ商業ヘ在リト云フ觀念ヲ養成スル様に致シタイ」⁽³⁰⁾との商業理念のもとに、商業教育の育成・発展に尽したのではないだろうか。

以上、明治初期の商業教育がこれらの人びとに支えられながら発展したことは、この期の商業教育行政の立遅れを物語るものではなかったか。文部省は商業教育の規定を学則で定め、法令面ではその必要性を認めながら、実際の施策は、民間や地方府県の人々に依存し、明治前期を無為無策のまま終ってしまったと置いていいだろう。その象徴される事例が東京商法講習所の存続受入れ所管が、文部省ではなく農商務省にならざるをえなかったことに示されているだろう。したがって、商業教育行政が本格的に展開されるのは明治十七(一八八四)年の「商業学校通則」後の次の時期をまたねばならなかった。

三 明治中期の商業教育

明治中期の商業教育は文部省が明治十七(一八八四)

年一月に制定した「商業学校通則」の公布をもってはじまる。これは、わが国最初の商業教育関係の規則であり、学校設置の内容をはじめて規定したものである。今までは「学制」や「教育令」のなかで、高等教育の簡単な定義をしたにすぎず、もっぱら民間・地域都市に経営を一任して実態なき規定に終わっていた。したがって、この通則の制定は商業教育行政を政府が見直そうとして、いることを意味する。明治政府は明治十四（一八八一）年政変ののち、松方正義大蔵卿を中心に殖産興業政策の転換をはかり、新しく四月に農商務省を創設して積極的な勸農・勸商政策を推進した。これと並行して、農・商業教育をはじめとした実業教育行政の本格的取組みを政府がはじめてみせたものと考えることができる。政府は明治十六（一八八三）年四月「農学校通則」を制定し、続いて十七（一八八四）年一月に「商業学校通則」を制定公布した。

商業学校通則の内容は九章十六カ条から成り、商業学校を第一種、第二種に分け、「第一種ハ主トシテ躬ヲ善ク商業ヲ営ムヘキ者ヲ養成スル」（第二条）ことを目的

に、年齢十三歳以上の者で修業年限二カ年とし、「第二種ハ主トシテ善ク商業ヲ処理スヘキ者ヲ養成スル」（第二条）ことを目的に、年齢十六歳以上の者で修業年限三カ年と定めた。すなわち、第一種は商業自営者、第二種は商業管理者をそれぞれ養成することを目的としており、第三条で「商業学校ニ於テハ商業諸般ノ取引事務ヲ演習スルニ足ルヘキ商業実習室ノ準備アルヲ要ス」と規定し、実務にたざさわる商業人を養成するための中等教育機関としての商業教育を目指したものと考えられることができる。商業学校通則の公布によって、これまでの各地の商法講習所は、東京を除いて第一種商業学校に移管し、通則発布後名古屋（明治十七年）・京都（明治十九年）・長崎（同年）・滋賀（同年）・函館（同年）と相ついで新設された。

東京府と農商務省との移管問題で紛糾した東京商法講習所は、通則制定を機として農商務省に明治十七（一八八四）年三月移管し、東京商業学校と改称した。一方文部省は東京外国語学校に付属高等学校を通則によらない外国貿易のための人材育成教育機関を同年三月に創設し

た。この学校は十六歳以上で初等中学校卒業程度の学力をもつ者を入学させ、ベルギー人ジュリアン・フォン・スタッペン (J. von Stappen) を講師として招き、アントワープ高等商業学校 (一八五三年創立) をモデルとした洋式高等商業教育を目指した。次に示す学科課程を四年で履修し卒業した者には領事の資格を与えた。⁽³¹⁾

東京外国語学校所属高等商業学校学科課程

第一学年 修身学・和漢文・算術・記簿法・代数・幾何・物理・地理・習字・図画・外国語・体操 (週三十三時間)

第二学年 修身学・和漢文・化学・商業算術・簿記法・商業実習・商業経済・商業史・商業地理・外国語・体操 (週三十三時間)

第三学年 修身学・商業算術・商業書信・商業実習・商業経済・商業史・商業法規・商業地理・関税統計・商品工芸誌・外国語・体操 (週三十三時間)

第四学年 修身学・商業受信・商業実習・商業経済・商業史・商業地理・外国語・体操 (週三十三時間)

この付属校の学科を商業学校通則による第二種商業学

校の学科と比較してみると、第二種商業学校は入学年齢は十六歳以上と同じであるが修業年限が三年と短かく、教科は「修身、和漢文、習字、算術、代数、簿記、商業通信、商業地理、図画、商品、商業経済、商業、商業法規、商業実習、英語、但シ土地ノ情況ニ由リ本文某科目ノ程度ヲ斟酌シ若クハ斟酌セスシテ特ニ銀行、為替、運輸保険、会社法、海上法、契約法、関税、統計、物理、化学、博物、幾何機械、工芸誌等の某科目ヲ置キ又英語ノ外若クハ英語ニ代ヘテ仏、独、支那、朝鮮等ノ国語ヲ置クコトヲ得」(第十一条)となっており、付属が四カ年を通じて修身学・外国語・体操と商業実習が一貫して課せられている外は専門教科では通則教科と類似している。こうして、通則制定時には、政府直轄の商業学校が文部と農商務省との間で対抗しながら存立し、政府の実業教育行政の不備と立遅れを示していた。「学制」では「全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ総テ」と定め、教育令では「全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス」と規定しながらも、明治初年から形成された主務省管理の官僚的慣行から専門学校は文部省の統轄下になかった。工部省では

工部大学校、司法省は法学校、内務省は駒場農学校、開拓使は札幌農学校、そして農商務省が商船学校と東京商法講習所となっており、文部省は法・文・理・医の四学部専門教育機関東京大学とさきの東京外国語学校を直轄するのみであった。明治十四（一八八一）年の農商務省設置後、とくに農工商学校の管理権をめぐる文部省と農商務省との対立が表面化し、文部省が「学制」と教育令の規定を盾に農工商の学校管理権を主張し、太政官に対して農商務省の職制の改正を要求した。⁽³²⁾これに対して農商務省は教育令の改正を主張し、両省は共に譲らず結局太政官裁定にもちこまれた。太政官は明治十五（一八八二）年四月、農商務省の管轄権を内務省所管の駒場農学校と新規の商船学校の二校に限り認め、文部省に教育の統摂を認める有利な裁定を下した。しかし、農商務省はその裁定を無視して、二校以外の農業と商業の専門教育の管理を続けた。既設の札幌農学校・東京商法講習所さらに新設の山林学校をも農商務省の直轄としたのである。とくに、東京商法講習所に対しては、東京府に十五年度も補助金二万円を交付し太政官に官轄を求める上申

を出した。このとき、神戸商業講習所にも五十円を交付し直轄化の動きを示している。究極的に太政官は農商務省の上申を認め、東京商法講習所は明治十七（一八八四）年三月東京府から農商務省に移管し、農商務省直轄の官立東京商業学校となった。一方、文部省はこの農商務省の商業教育管理強化策に対抗して、さきに示した独自の高等商業学校の創設と「商業学校通則」の制定の措置をとった。

この商業教育機関直轄問題をめぐる文部省と農商務省の異状な抗争を終息させたのが森有礼であった。

明治十七（一八八四）年五月清国から帰国した森は、文部省御用掛となって文部行政に携わり、学制一元化とりわけ商業教育一元化に努力した。森は明治十五（一八八二）年の太政官裁定を基礎に、農商務卿（兼任）松方正義と文部卿大木喬任と政治的折衝をすすめ、農商務省の東京商業学校と文部省の高等商業学校とを合併して文部省に移管させることに成功した。明治十六（一八八三）年九月両校は正式に合併し、文部省は森有礼を校務監督（総裁）に任命し、矢野二郎を校長に復職させ、「東京商

業学校」として新しく出発した。森・矢野のコンビで合併開校した東京商業学校は、東京外国語学校付属高等商業学校教科を第一部、東京商業学校教科を第二部、旧東京外国語学校教科を第三部と三校合併の課程で、修業年限は第一部を四年、第二・第三部を五年としてスタートした。このそれぞれ、教育方針の異なった三校の合併課程教育は、合併時に学生間で問題を残したが、翌明治十九（一八八六）年八月東京商業学校総則が定まり、次のような目的条文が示され新しい校風が培われていった。

「本校ハ主トシテ内外商業ニ関スル必須ノ教育ヲ施シ将来公私ノ商務ヲ処理経営スヘキ者或ハ商業学校ノ主幹又ハ教員タルヘキ者等ヲ養成スル所トス」（第一条）と学校の性格を商業関係の指導の養成と商業学校教員の養成という二つの機能をもつ教育機関として明確にうちだしたのである。

その後、東京商業学校は合併時の教科を整備し、規則を改正して教育内容を高め、明治二十（一八八七）年十月には「東京高等商業学校」と改称した。その時の規則改正に伴う教科目を抜粋してみると、次のとおりである。

予科一年 練筆、商用作文、商業算術、簿記、図画、化学、経済、商規、英語、体操（週三十三時間）

本科四年 商用作文、商業算術、簿記、商品、商業地理、商業歴史、商業慣習、経済、統計、法律、通商制度、英語、仏語、独語、商業実践、体操（週三十三時間）

合併時に比較して、教科間が整理され、予科は基礎学科を修め、本科は専門学科や「実践」的内外外国商業演習、また第二外国語の増大など商業教育における理論と実践の一致をみることができるといえる。

こうして、東京高等商業学校は神戸高等商業学校が明治三十五（一九〇二）年に設立されるまで、唯一の官立高等商業教育機関として、商業関係指導者（経営者）の養成と商業学校教員の養成機能を果たしてきた。これを明治二十七（一八九四）年と明治二十八（一八九五）年の次の卒業生就職状況表が物語っている（第一表）。

この当時の就職傾向は、会社・銀行・官庁関係に続いて、教職関係が主要な地位を占めていることがわかる。

この東京高等商業学校とならんで、この期の日本の商

第一表 東京高等商業学校卒業生就職状況 (1894~5年)

年	科別	会社	銀行(取引所)	官庁	学(普通)校	商店	自家業	兵願	研究留	未定	不詳	死亡	計
1894	本科	102	30	39	47	13	27	7	8	13	7	20	315
	旧主計 学校	40	35	67	1	8	16	10	1	8	13	11	210
	計	142	65	106	48	21	43	17	9	21	20	31	523
1895	本科	111	37 (7)	40	47 (7)	15	35	8	2	19	15	24	353
	旧主計 学校	49	40 (1)	73	2	8	19	7	2	9	18	13	240
	計	160	77 (8)	113	49 (7)	23	54	15	4	28	33	37	593

出典： 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第9巻産業教育I，昭和48年，415頁より引用。

業関係指導者の養成に貢献した学校が慶応義塾理財科であった。慶応は前節で見たように明治前期の商業講習所などの教員供給源として商業教育の発展に寄与し、明治中期にも引続き商業学校の設営や普及のために貢献している。

明治二十三(一八九〇)年大学部のなかに理財科を設け、内容充実のためにハーバード大学から数名の外人教師を招聘し、次のような独特の課程を編成して、広い視野をもつ商業指導者の人材を求める時代の要請に応えた。

第一年 経済学原理、近世経済史、簿記、商業地理、民法、英作文、日本作文

第二年 財政論、保護及び自由貿易史、簿記、民法、商法、英作文、日本作文、仏語(随意)

第三年 経済学諸派概論、保険銀行関税各疑問研究、商法国際公法(随意)、国際私法、憲法及び行政法(随意)、統計学、英作文、日本作文、ドイツ語(随意)³³⁾

以上理財科教科は、東京高等商業学校の教科とは異なつた独特の課程で高い水準の商業教育を施し、優秀な人

材を社会に送った。大阪商業学校の校長成瀬隆蔵、神戸商業学校の三原国一郎・大坪文治郎・飯田平作・藤井清・横浜商業学校の美沢進、長崎商業学校校長猪飼麻次郎などをはじめ多くの人がびとが慶応出身者である。

この官営東京高等商業学校と私立慶応義塾の両校がこの期におけるわが国の商業関係の指導者を養成する高等商業教育機関（通則二種校）として位置づけられ、他の商業学校は中堅的な実務者を養成するための中等商業教育機関であった。文部省は商業学校通則で規程する一種校中等商業教育に力点をおき、古い歴史をもつ神戸・大阪の商業講習所さえも強力な行政指導によって、県立・市立の商業学校に改組させ、第一種校に格づけしてしまった。文部省が高等商業教育に教育行政の主眼を転ずるのは明治の後半三十年以降である。この期における文部省の商業教育行政の主眼は中等教育から初等教育へと移行していくのである。

三十年代に入り、日本経済は松方正義による積極的な殖産興業政策の成果が現われ、官営工業の民間への払下げによる振興方策などによって製糸業、紡績業などの飛

躍的な発展をみせはじめた。これと並行して外人商社による商権回復運動、商品生産農業の進展などがみられ、これらの社会的背景のなかで産業労働大衆のレベルアップ問題が認識され、そのための教育が具体的問題として生れてきた。それが大衆教育としての実業教育制度である。

明治二十二（一八八九）年、文部省専門学務局長浜尾新は商業補習学校について、「商業補習学校の如きは実地各般の商業に係り補習せしむるものにして商家の子弟は昼間商用繁多なるを以って夜間通学せしむるを便とす。近頃本邦に於ても商業夜学校と称し開設するものあり、此類は特に補習の実あるを要す⁽³⁴⁾」と実業補習教育の必要性を論じている。

明治二十六（一八九三）年、井上毅文部大臣は実業補習学校規程を公布し、「諸般ノ実業ニ従事シ又ハ従事セントスル兒童ニ小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其職業ニ要スル知職技能ヲ授クル所トス」（第一条）と規定し、「国民ノ子弟ニ何テ科学及技術ト実業ト一致配合スルノ教育ヲ施ス」こと、尋常・高等小学にお

いて「修身・読書・習字・算術及実業ニ関スル科目」をおき三カ年の補習コースを付設することを訓令（第十二号）した。商業地方における「実業ニ関スル科目」は「商業地方ニ於テハ商業書信・商業算術・商品・商業地理・簿記・商業ニ関スル習慣及法会ノ大略・商業経済・外国語ノ類」（第五条二）と規定されていた。

井上は明治二十七（一八九四）年に徒弟学校規程・簡易農業学校規程と実業教育費国庫補助法を第六議會に提案してこれらを制定し実業教育制度を積極的に進めた。

とくに、「公立ノ工業農業商業学校徒弟学校及実業補習学校ニシテ実業ノ教育ニ効益アリト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ学校ニ補助金ヲ交付スヘシ」（第二条）との実業教育費国庫補助法の公布は多くの実業補習学校を創立させた。この法律で、明治二十七年公立徒弟学校が一校であったものが、同三十一（一八九八）年には十七校となり、実業補習学校は十九校から一〇九校に増加している。

以上、明治中期の商業教育過程は、前期の自主的啓蒙的な講習所段階から商業教育制度が確立する準備段階へ

移行した時期とみる事ができる。商業学校通則の制定によって、公設の中等商業教育機関と単独の高等商業教育とが整備され、初等商業教育機関が補助教育制のなかで創設されるなど、この時期に商業教育が制度的に準備された。しかし、商業教育が統一的に整備されてはいない。これは次節の明治三十年以降、明治後期の商業教育制度の確立をまたねばならない。

四 明治後期の商業教育と明治大学商学部の創立

明治後期は日清戦争後の急速な産業社会の発展のなかで、産業教育熱が広く社会の中産階層を捉え、明治二十七（一八九四）年六月成立した実業教育費国庫補助法の制定ともあいまって、中等実業学校卒業者の数が急増した。文部省の年報をみると、明治二十七年実業補習学校数十九校が明治三十（一八九七）年には一〇八校（公立一〇四、私立四校）と増加している。そのうち商業補習学校は明治二十八（一八九五）年二十校から明治三十年二十八校（公立二十七、私立一校）となっており、全体の二十六％に過ぎない。この期は農業補習学校が六十二

校と全体の約六〇%を占めている。井上文相の工業教育重点政策の意図と掛け離れた数字となっている。

これらの実業学校の急増を背景として文部省は、これを統一した制度にするために明治三十二（一八九九）年二月実業学校令を制定した。第一条に「実業学校ハ工業農業商業等ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と明記し、第二条では実業学校の種類を工業学校、農業学校、商業学校、商船学校及び実業補習学校と規定し、蚕業学校、山林学校、獣医学校、水産学校等は農業学校とみなし、徒弟学校は工業学校の種類とすることを定めた。この規定によって従来小学校令で小学校の種類と規定された実業補習学校が徒弟学校とともに実業学校の部類に入れられたことは注目される。第三条では、従来実業学校の設置には特別の規定はなかったが、この法令では北海道及び府県は実業学校を設置することができると定めた。また文部大臣は土地の情況に応じて必要な実業学校を府県に命ずることができると規定された。この設置に関する規定は明治二十九（一八九六）年に文部大臣の諮問機関「高等教育会議」で大きな

議論を招いた点である。文部省案は府県に設置すべきことを提案したが第三条で修正された。これは中学校令・高等学校令において中学校・高等女学校の設置が道府県に義務づけられたのに対し、実業学校の設置は義務づけがないという比較の問題である。このことは、中等教育段階において実業教育が普通中等教育より軽視されていることを意味するのである。

この実業学校令制定とともに、それぞれ学校規程が制定され、商業学校規程では甲種・乙種の二種に区別された。甲種校は、年齢十四歳以上、高等小学校卒業を入学資格とし修業年限三年、乙種校は年齢十二歳以上、尋常小学校卒業を入学資格として修業年限三年と規定した。

以上のように、実業学校令が制定されて各種実業教育は統一的に整備され、これに併せて各地の商業会議所や実業家による商業学校設立の気運が高まっていった。実業学校令制定後の商業学校数をみると明治三十二（一八九九）年が二十八校であったのが五年後の明治三十七（一九〇四）年では甲種四十六校、乙種十二校計五十八校と約二倍となり、十年後の四十二（一九〇九）年には

甲種六十二校、乙種十九校計八十一校と約三倍に増加している。

一方ではこれら中等商業教育機関の急激な拡張に並行して、高等商業教育機関実業専門学校・経済大学設立の気運が二十世紀を迎えて盛りあがってきた。当時実業界では、高等商業教育をめぐる、これの積極的な設置を主張する見解とこれに反対する無用論を展開する賛否両論が存在していた。渋沢栄一は「国家ノ政策トシテモ是非其他ノ農工諸科ト同シク大学程度ニ進ムルノ必要ナル所⁽³⁵⁾」と大学設立に賛成し、益田孝は「今日ノ商業社界ニ最も適スルモノハ今ノ高等商業学校其物ナリト信ス、故ニ大学ヲ起ストスルモ、今日ノ学校ハ継続存置サレン事ヲ望ム⁽³⁶⁾」と商業教育をうけて実業に従事する者は高等商業で十分であると大学設立に反対している。その他阿部泰蔵(明治生命保険社長)のように、「日本現在ノ地位ヨリ云ヘハ、現在ノ高等商業学校ノ如キモノヲ今ニツモ三ツモ増設スル方急務ナルベシ⁽³⁷⁾」とする時期尚早論もある。しかし、この実業界における高等教育機関設立をめぐる論議も、明治三十年代には商法施行による会社企業

普及によって、近代的百貨店などの大規模な商業株式会社設立、普通銀行の設立や貿易の発展による近代的商社の設立など飛躍的に発展した日本商業経済のまゝに終止符がうたれた。実業界における専門的な近代商業への人材養成の気運の盛り上がりである。そのうえ、中等商業学校の卒業生数の増加とともに、高等商業教育機関への進学をめざす生徒数の急増がこれを加速させた。

これが明治三十六(一九〇三)年の実業学校令の改正による専門学校令の制定である。実業学校令第二条に「実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ実業専門学校トス」と追記し、併せて公私立専門学校規程「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校」(第一条)を制定して、分化させ実業学校令は中等以下の学校を対象とすることになった。

専門学校令の制定によって、公私立専門学校が各地に増設された。商業教育関係では当時官設の高等商業教育機関として東京高商一校であったのが、神戸・大阪・山口・小樽・長崎、五校が実業専門学校に昇格開設され、私立では慶応を除く法学系私学、早稲田、明治、法政、

第二表 学科編成と在学者構成の変化

	明治 39 年	大 正 4 年
早 稲 田	法・政経・商・文・高師 ⁽²⁾ 19・37・13・15・16	法・政経・商・文・高師 ⁽²⁾ ・理工 11・25・33・7・9・15
慶 応	法・政・理財・文 17・14・67・2	法・政・理財・文 5・3・91・1
明 治	法・政・商 77・3・22	法・政・商 67・8・25
法 政	法政経 100	法・政 80・20
中 央	法政経 100	法・経・商 63・30・7
日 本	法政・商・高師 ⁽²⁾ 76・4・20	法・政・商・高師 ⁽²⁾ 54・10・16・20
専 修	経・商 88・12	経 100
関 西	法・経 89・11	法・経・商 68・5・27
立 命 館	法・政・経 63・14・23	法・経 71・29
同 志 社	文・神 51・49	政経・文・神 79・11・10
東北学院	文・神 77・23	文・神 64・36
立 教	—	商・文 66・34
上 智	—	商・文 70・30
関西学院	—	商・文・神 72・6・22

(注) (1) 数字は在学者の構成比, (2)高等師範部

出典: 天野郁夫『旧制専門学校』日経新書23, 日本経済新聞社, 昭和53年, 138頁より引用。

中央、日本、専修、関西、立命館などが経済・商学学科を新設し、私立専門学校とし再編成されていた。私学専門学校は法学から政経・商学の時代へと移行する傾向を示していた。

天野郁夫氏の私立大学における学科編成と在学者構成の変化についての研究によると(第二表)、明治三十八(一九〇五)年には法学系の九校はすべて商経学科がおかれ、在学者の占める比率は早、慶二校を別として低いが、大正四(一九一五)年には平均二十%以上と

商経学科の在学生の比率は高くなっている。

法学から商学への変化を明治大学について少し詳しくみてみたいと思う。

明治大学は明治三十六(一九〇三)年専門学校令によつて明治法律学校から明治大学へと改称し、翌年四月より法学部・政学部・文学部・商学部の四学部の組織をもつた総合大学としてスタートすることになった。そのなかで商学部は「校友実業会」の強い要望によつて「商事ニ必要ナル高等専門ノ學術ヲ授ケ兼テ實際ニ活用スヘキ人物ヲ養成スルヲ目的」としてわが国で最初に認可された商学部として開講された。講師は、のちに商科教頭・評議員を務めた佐野善作や商学部長に就任した志田鉦太郎をはじめ、当時の東京高等商業学校教授を中心に招聘し、教授内容についても同校に準拠した形で行なわれている。⁽³⁸⁾

さて、明治大学における法学から商学への移行の問題であるが、学務課の学科編成と在学生構成の変化した史料「諸表綴」を次表(第四、五表)に整理してみると、明治三十八(一九〇一)年の法七十七%政商二十三%の

第三表 明治大学商学科講義録第一学年目次
明治三十八年度

表題(順不同)	著者名	備考
商業通論	坂本 陶一	商業学士
簿記学	下野直太郎	東京高等商業学校教授
日本商業史	横井時冬(関)	東京高等商業学校教授、文学博士
西洋商業史	武田英一(編述) 村上直次郎	東京高等商業学校卒業 東京帝国大学文科大学教授、文学士
商業地理学	坂本 陶一	商業学士
商品学	星野 太郎	東京高等商業学校教授
経済学総論	金井 延	東京帝国大学法科大学教授、文学博士
純正経済学	小林丑三郎	法制局書記官兼参事官法学士
民法総則編	鈴木英太郎	東京地方裁判所部長、法学士
和英商業文	石川 文吾	東京高等商業学校教授
簿記及商事経営	下野直太郎	東京高等商業学校教授
商業算術	伊藤萬太郎	農商務省技師、理学士
平時国際法	高橋 作衛	東京帝国大学法科大学教授、法学博士

出典：『明治大学商学科講義録』第一学年自一号至七号、

『明治大学商学科講義録』第一学年八、九、十、廿五、

廿六、『明治大学商学科講義録』第一学年、自十一号至

十七号、明治三十八年一月十四日、明治三十八年六月

(注) 重複する目次については省略した。

数字(天野郁夫「前掲」第一表)が本科予科とも大正六(一九一七)年に法科・商科が均衡し、大正七(一九一八)年以降は商科の比重が法科をこえる比率になっている。明治後期から大正初期にかけて法学から商学へ転換しはじめたことを示している。

これらの問題と並行して、この期にもう一つの新しい傾向が現われた。専門学校令の制定によって、実業専門学校が増大し、これらの卒業者が民間企業へ大量に就職し、高等教育機関卒業生の雇用市場が「官需」から「民需」へと移動を開始した。従来の帝国大学卒業生はもちろんのこと、官立実業専門学校卒業生も第六、七表にみられるように明治三十八年以降、政府・官業から民間企業への就職者の比率が高まっている。

私学では慶応義塾をはじめ卒業生の五十%が民間企業に就職している。明治大学の学科別の卒業生職業分布(第七表)がその特徴を端的に示している。明治四十二年までの学科別卒業生で、法科が政府・官業約二十三%に対して民間企業約十五%と少なく、商科は政府・官業約七%に対し民間企業約八十%と法学Ⅱ政府・官業から商学Ⅱ

第四表 法・商・政科在学学生数

—大正2年~同8年—

科別 年次	大学予科(本科)						計
	法科		商科		政科		
大正2年	411人	50%	317人	39%	93人	11%	821人
同 3年	515	49	437	42	94	9	1,046
同 4年	241	47	215	42	53	11	509
同 5年	331	51	254	40	61	9	646
同 6年	279	46	286	47	45	7	610
同 7年	242	35	378	56	58	9	678
同 8年	336	34	576	58	86	8	998

出典：大正2年度『諸表綴』，明治大学学務課，より作成。

第五表 法・商・政科在學生數

—大正2年～同8年—

科別 年次	大 学 本 科						計
	法 科		商 科		政 科		
大正2年	158人	56%	110	39%	14人	5%	282人
同 3年	163	54	122	41	15	5	300
同 4年	147	49	137	46	16	5	300
同 5年	160	50	143	44	19	6	322
同 6年	169	47	168	47	20	6	357
同 7年	178	41	226	52	32	7	436
同 8年	140	43	162	49	27	8	329

出典：大正2年度『諸表綴』，明治大学学務課，より作成。

第六表 官立実業専門学校卒業者の職業分布

	高 等 工 業		高等農林	高 等 商 業	
	明治38年	大正4年	大正4年	明治38年	大正4年
学 校	5.1	1.9	13.0	1.0	1.0
政府・官業	21.6	19.9	40.3	2.0	3.3
民間企業	50.6	45.9	20.3	39.8	64.4
自 営	6.9	5.5	5.2	1.5	2.4
進 学 等	5.1	1.5	0.9	40.8	12.7
兵 役	7.5	11.0	13.0	—	6.5
未 定	3.0	13.5	7.4	13.4	8.2
死 亡	0.3	0.7	—	1.5	51.
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：天野郁夫，前掲書，147頁より引用。

第七表 私学卒業者の職業分布

	慶応 ⁽¹⁾	早稲田 ⁽²⁾	明治 ⁽²⁾			日本 ⁽³⁾
			法	政	商	
学 校	1.5	9.0	0.7	—	3.5	6.8
政府・官業	2.1	6.9	22.9	—	6.7	32.1
民間企業	52.1	24.1	79.0	51.4	79.0	16.8
専門的職業	—	1.3	—	—	—	6.7
自 営	10.6	45.2	29.8	11.1	3.2	31.8
政 治	—	1.6	2.2	2.1	3.2	3.5
そ の 他	4.1	12.0	7.4	0.7	0.8	2.2
不 明	29.6	—	12.3	34.7	3.5	—
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人 数	530	6,140	5,208	144	371	5,112

出典：天野郁夫，前掲書，148頁より引用。

(注) (1)明治36~41年，(2)明治42年まで，(3)大正6年まで。

民間企業・実業へと移行していることが示されている。
 東京高等商業学校をはじめ私立専門学校は、単に企業人養成のビジネススクールの役割を果たしただけでなく、東京高等商業学校においては明治三十二（一八九九）年商業教員養成所を設立して商業教員の養成に努めるとともに、同三十（一八九七）年研究科規程を廃止して「商業各般ノ専門ニ関シ之ヲ攻究セントスル」を目的とした専攻部規程が新たに設けられた。明治三十年から専攻部卒業生及び専攻部在学者の数は次第に増大し、明治四十年代では全体の四十%を占めるに至った。このようにして、滝本美夫（明治三十二年専攻部卒）、上田貞次郎（明治三十五年専攻部卒）、下野直太郎（明治二十一年本科卒）、関一（明治二十六年本科卒）、星野太郎（明治二十六年本科卒）、鹿野清次郎（明治二十六年本科卒）、佐野善作（明治二十八年本科卒）石川文吾（明治三十年本科卒）等の同校の教員も輩出されるなど、著名な教育・研究者も育成されていった（東京高等商業学校教員の業績については六十三頁の資料四を参照して欲しい）。

この期におけるこれらの新しい傾向は、高等教育機関

における学校格差Ⅱ学歴的秩序という新たな問題を生み出した。高等教育機関の頂点に帝国大学、次の階層に官立実業専門学校、底辺に私立専門学校とピラミッド的学枚階層を形成した。

政府・行政官庁の官僚制機構や行政官庁から実業界への天下り人事のなかに学閥組織による地位や学歴格差の秩序がつくりあげられていることはよく知られているが、これらの学歴主義的秩序が専門学校令制定以降急速に民間企業内部にも定着しはじめたのである。第八表の『学生年鑑』による天野郁夫氏の日本郵船の高学歴社員と処遇の分析（天野郁夫『旧制専門学校』一五四頁）でも明らかのように、日本郵船の初任給の出身校別格差が、それを明確に示している。

この学歴主義的秩序に対する当時の学生の反発的象徴が、東京高等商業学校の「申酉事件^{しんゆう}」であろう。この事件は文部省帝大評議会が東京高商の商科大学への昇格運動を無視し、明治四十二（一九〇九）年四月商科大学を帝国大学法科内に置き、四十四（一九一一）年に専攻部の廃止省令に対する、関一、佐野善作、滝本美夫、下野

第八表 日本郵船の高学歴社員と処遇
(大正6年)

	社員数	初任給
東大 法工	42人	40円
京大 帝大	43	45
東大 商商	141	35~40
京大 高商	24	35
東大 高商	20	30
京大 高商	18	30
東大 高商	13	30
京大 高商	4	30
東大 高商	87	30
京大 高商	70	30
東大 治央院社本院修教	21	25
京大 学	11	25
東大 学	9	25
京大 学	6	25
東大 学	5	25
京大 学	4	25
東大 学	4	25
京大 学	3	25
東大 学	2	25

出典：天野郁夫，前掲書，154頁。
(注)『学生年鑑』大正15年版による。

直太郎教授の辞表提出、学生一、三〇〇名の総退学で応えるという、大学昇格運動をめぐる東京高商騒動である。その内容は文部省の帝大第一主義に対する抗争であり、「民」の「官」に対する闘いでもあった。明大、早大、日大の私学学生の支援活動のなかにその一端がうかがわれる。とくに、明大には先の四教授が講師として来校されており、商科学生の支援、慰問活動は活発であったことを当時の新聞・雑誌は報じている（資料一）。

(資料一)

商科学生の高商慰問

「玲瓏高き仙嶺」の校歌を歌ひ、「悲風懷憎日曇る」の告

白文を読んで解散式を行ひたる、高商生徒同盟退学に関する問題を協議するため、商科一、二、三学年各級生は五月十三日正午、第一講室に於て学生大会を開けり、会する者三百名、二年級委員石田儀作氏座長席に就き拍手喝采の間に開会を宣言し、鈴木堅次郎(一)、中村米治(二)、後藤政市(三)、根岸耕一(四)、等諸氏交々演壇に現れ、何れも佐野、關、瀧本、三教授の罷免に就て自分等の教授なれば早速慰問するの必要を述べ、更に同盟退学生の行動に就て、我等兄弟の壮烈なる最後に多大の同情を寄せ、是非至急慰問せざるべからざるを痛論し、満場拍手の間に降壇したれば、石田座長は根岸の動議に基きて、第一学年鈴木、第二学年石田、第三学年後藤の慰問委員を指名し、委員は直に三教授を慰問し、次に同盟退学生の総本部青年会館に到り、高商委員に面会して慰問状を呈して慰問することに一決し、根岸氏の発声にて商科学生大会万歳を唱へ、更に高商同盟退学生万歳を唱へて散会せり時に午後二時挙げられたる三委員は直に右決議を齎して三教授を慰問し又学生本部を訪問して左の慰問状を贈りたり。

諸君と同教授の指導の下にある我明治大学商科学生は茲に学生大会を開催し其決議に依り謹んで一書を呈す、

諸君が熱誠なる十年の主張と光輝ある卅年の歴史とは遂に文政の蹂躪する所となり愛慕措く能はざる母校を棄て、総退学の止むなきに至りたるは生等の深く同情に堪へざる所なり諸兄自愛自重以て初志を貫徹せられんことを祈る

然るに二十四日高商委員生出氏来校せられ左の謝状を寄せら

れたり。

曩に生等総退学の挙あるに際し諸兄が深厚なる同情を忝したるは生等の永く忘る能はざる処に有之候、然るに今回商業会議所父兄保証人委員及母校商議員の三団体が生等の素志を継承して其主張の貫徹に努力するにより此際断然母校に復帰す可しとの同情ある勸告に接し昨日学友大会を開催したる結果右三団体の意志の存する処を諒しその勸告に応じて復校する事に議決致候諸兄が曩に表明せられたる御同情に対して更に感謝の意を表すると共に茲に生等が決意を申上候

五月二十四日 東京高等商業学校学生々徒一同

明治大学商科学生諸兄

出典「明治評論」第十二ノ六号、明治四十二年六月一日。

こうした東京高商を中心とした商科大学昇格運動が実現するのは大正八(一九一九)年の「大学令」をまたなければならなかった。しかし、「大学令」によって官立単科大学や私立大学の設立が認可されたが、学歴主義的な秩序は是正されなかった。むしろ、大学令の制定によって、大学・大学予科の設置認可にきびしい条件がつけられ、そのため私立大学では資金供給源として「専門部」を残し、専門部・大学予科・大学という三重層の内部学

歴主義的秩序を新たに作りだしてしまった。専門部は専門学校生成期の「別科」制と類似し、多くの学生を入学させ、夜間授業などによって大学の施設や教授を活用し、安価で大量の学生を教育して大学経営に寄与することになった。このことが、大学専門部や専門学校の粗製乱造教育の質的低下をもたらし、新たな高等教育制度の問題を残すことになった。また、文部省の「帝国学制案」をめぐって私立大学整理論や、私立大学合併説などがおこったのもこのころである（資料五）。

以上、明治期における教育制度を背景とした商業教育発展の姿をみてきたが、その大きな一つの特徴として明治期の商業教育の歩みは東京高等商業学校（現一橋大学）の歩みに象徴されているとはいえないだろうか。

明治初期の伝習教育時代には東京高等商業学校は、政府の農・工中心の教育政策のなかで、私塾商法講習所として苦難な出発をし、明治中期には東京府・農商務省・文部省をめぐる移管問題紛争にまきこまれて他の教育機関との不平等な扱いをうけ、明治後期には札幌農学校がスムーズに大学への昇格を果たしたのに比較して、きびし

い帝国大学・文部省の抑圧によって挫折するなど、常に政府の教育行政の士・農・工・商ならぬ普（帝国大学）・農・工・商の封建的な学歴主義的偏重政策のなかにおかれてきた。

この文部省・帝国大学の圧力に屈しなかった東京高等商業学校関係者の協力によって、明治大学商学部は創立されたのである。

（資料二）

明治大学役員及職員

○商議委員

侯 爵 西園寺公望

法律学士 杉村 虎一

法学博士 井上 正一

法学博士 富谷銈太郎

法律学士 小宮三保松

法 学 士 木下友三郎

法律学士 掛下重次郎

法律学士 岩野 新平

明治大学 田島 義方

法 学 士 鶴沢 総明

○商科大学評議員（イロハ順）

石川 甚作

豊川 良平

法学博士 小林丑三郎

法学博士 磯部 四郎

法学博士 仁井田益太郎

法学博士 佐野 善作

明治大学 平松福三郎

明治大学 井本 常治

明治大学 山口 憲

明治大学 今村恭太郎

明治大学 依田銈次郎

明治大学 依田銈次郎

○職員

早川千吉郎 男 爵 武井 守正
 中野 武管 男 爵 近藤 廉平
 松木幹一郎 甲能 順
 松本良太郎 男爵法学博士 阪谷 芳郎
 藤田 謙一 男 爵 渋沢 榮一

理事 校長 法学士 木下友三郎

理事 監 法律学士 掛下重次郎

理事 監 法学博士 鷗沢 総明

理事 学監兼主事 明治大学 田島 義方

會計主事 竹村 頼堅

学務課長 豊田国蔵
 明治大学 文書課長 富田清毅
 法学士 富田清毅

図書館

館長 掛下重次郎
 主任 上原 義寛
 主事 五来 欣造

学友会

会長 木下友三郎
 副会長 田島 義方
 体育部長 五来 欣造
 幹事 日野川 農

出版部
 幹事 武内喜代彦

主事 竹村 頼堅
 幹事 大西種次郎

基金部
 主任 大西種次郎

募集委員長 掛下重次郎
 主任 大西種次郎

○名誉講師
 明治大学 西園寺公望

正二位勲一等侯爵

正四位勲二等 法学博士 井上 正一
 法学博士 仁井田益太郎
 政治経済科 頭 小林丑三郎
 政治経済科 頭 佐野 善作

○教頭
 法科 頭 岡田 庄作
 政治経済科 主任 西村文太郎
 商科 主任 中村 茂男
 高等研究科 主任 水口 吉蔵
 大学予科 主任 藤森 達三

○主任

法科 主任 岡田 庄作

政治経済科 主任 西村文太郎

商科 主任 中村 茂男

高等研究科 主任 水口 吉蔵

大学予科 主任 藤森 達三

(中略)

出典…「明治大学学則」大正八年一月

明治大学役員(資料二)及び講師名簿(資料三)をみると、東京高商を一貫として支援し育ててきた東京高等商業学校商議員渋沢榮一を第十二代内閣総理大臣西園寺公望(明治大学商議委員兼名誉講師)とともに明治大学商科大學評議員にむかえ、また開講時の商科講師には東京商科大學初代学長佐野善作(明治大学商議委員、商科教頭を兼務)をはじめ全講師二十三名のうち八名の東京高商教授を兼任講師にむかえ「学理實際兼ね通ずる人

材」を養成することを目的とした東京高商の教育理念が明治大学商学部の教育理念として培われていった。この両校の関係は商学部創立以降も教員人事、学生間の交流を通じて深く結びつき、東京高商の「力添え」によって商学部は発展することになった。

以上、明治期における商業教育と東京高等商業学校の

歩み、さらにその東京高商と明治大学商学部創立とのかわりを看取してむすびとしたい。(この論文の資料収集及び整理を明治大学歴史編纂史料室の大澤泉氏にお願いした。ここにその労を感謝しお礼申しあげたい。なお『明治大学商学科講義録』資料については専修大学年史資料課のご協力を得た。併せてお礼申しあげたい)。

(資料三)

東京高等商業学校学科目及び教員名

明治三十七年～明治三十八年

科 目	氏 名	備 考
英 語	(教授) 神田 乃 武	学習院教授マスター、オフ、アーツ(アムハースト大学)
同	高島 捨 太	バチエラー、オフ、アーツ(デ、ポー大学)
同	花輪 虎太郎	
商 業 地 理	奈 佐 忠 行	理学士、外国留学中
商業歴史、商業文	※横井 時 冬	文学博士
私 法	※志田 鉦太郎	法学博士、兼東京帝国大学法科大学教授
英 語	長谷川 方 文	
数 学、物 理	沢 田 吾 一	理学士
英 語	小谷野 敬 三	マスタ、オフ、アーツ(アムハースト大学)
仏 語	久米 桂 一 郎	東京美術学校教授
物 理 学、数 学	隈 本 有 尚	外国留学中

科目	氏名	備考
経済学、商業学	※佐野善作	兼文部省視学官
経済学、商業学	※関一	
商事経理学、簿記	※下野直太郎	
国法学、商事行政法	美濃部達吉	法学博士法学士、東京帝国大学法科大学教授
国際法、法学通論	中村進午	法学博士法学士、学習院教授
商業学、経済通論	※石川文吾	
財政学、経済学、統計学	※滝本美夫	
簿記	鹿野清次郎	
英語	山口鑑太	マスター、オフ、アーツ（ワシントン大学）
商業学、簿記、商業算術	※星野太郎	
英語	(外国教師) 就職順 アレキサンダー、 ジョセフ、ヘアー	英国人
商業地理、商業算術、 商業実践	エドワード、ジョセフ、 プロックホイス	白国人、リサンシエー、アン、シアンズ、 コムメルシャル（アンドヴェルブ高等 商業学校）
仏語	ポール、ジャクレー	仏国人、バシユリー、エス、 レットル（アカデミー、ド、パリ）
清国語	張廷彦	清国人、文生員
独語	リヒヤルド、ハイゼ	独国人
英語	アーリー、ロイド	英国人、マスター、オフ、 アーツ（ケンブリッジ大学）
英語、仏語	エイチ、エル、 ファイアードル	瑞国人、バシユリエー、 エス、レットル（ローザン大学）
西語	チェザレー、ノルサ	伊国人
英語	イー、ビー、ルース	英国人
(講師) 就職順		

科 目	氏 名	備 考
民 法	土方 寧	法学博士法学士、東京帝国大学法科大学
東洋經濟事情	石田 清直	
劍道教師	山田 治郎吉	
柔道教師	居相 作蔵	
衛生監督師	齐藤 雄助	医学士、陸軍一等軍医
劍術教師	岡 求三	
独 語	(助教)	
数 学	雪岡 重太郎	兼書記
体 操	村林 建蔵	
書 法	長谷川 福橘	
商 品	稲川 春	
体 操	石川 元輝	
操 品	関口 文蔵	

出典…東京高等商業学校『東京高等商業学校一覽』附商業教員養成所一覽、從明治三十七年至明治三十八年、一六一―二二頁より。
 (注) ※印は明治大学商学部講師を示す。

(資料四)

東京高等商業学校教員(明治大学商学部講師)業績一覽

——商業学關係を中心に——

氏 名	件 名	著 書・雜 誌 名	年
奈 佐 忠 行	滿韓利源調査	国 經 二卷二号	明治四〇年
同	我國の海外貿易に就いて	商 研 五卷二号	大正一四年
横 井 時 冬	横井時冬全集	白 揚 社	大正一五年 昭和二年

氏名	件名	著書・雑誌名	年
同	米価騰貴と其の調節策	日経 一一卷八号	明治四五年
同	商港論	国経 二卷三号	大正元年
同	最低賃銀	国経 三卷一、二号	同
同	工場法と労働者保険	国経 二卷二号	同
同	労働紛争の強制的和解仲裁制度	国経 一四卷一号	同
同	唯物史観に就いて河上学士の教を乞ふ	同 一二卷四号	同
同	都市連絡電気鉄道	新報 二二卷一号	同
同	英国炭坑最低賃銀法	三学 六卷三号	同
同	労働時間を論ず	同 七卷一号	大正二年
同	花園都市の都市計画	法新 二二卷一号	同
同	国際貿易振興策	同 二三卷六号	同
同	土地投機と住居問題	国経 一卷三号	同
同	独逸帝国石油専売法案	国経 一五卷四、五号	同
同	公私共同事業	同 一六卷四号	大正三年
同	株式会社に於ける有限責任主義の經濟上の価値	新報 二四卷五号	同
同	鉄道經營の方針	財経 一卷四号	同
同	市街地区割整理制度及地域的土地収用制度	国経 二三卷一、二号	大正六年
同	都市計画に就て(講演)	日社 五卷一、二、三号	同
同	英国住宅政策及都市計画	国経 三一卷五号	大正一〇年
同	伯林郊外の發達に関する研究	同 三二卷一、二号	大正一一年
同	英国住宅補助政策	同 三四卷五号	大正一二年
同	戸田博士と大阪労働調査事業	同 一八卷四号	大正一三年
同	単數、貸借、収支、簿記會計法	森山書店 二〇卷四号	昭和六年
同	商法第一五一条と簿記計算	同 二〇卷四号	大正五年

氏名	件名	著書・雑誌名	年
石川文吾	所得税減免と火災保険	岩波書店	大正一三年
同	生命保険	清水書店	大正一四年
同	商業十二講	同	大正一五年
同	商業上生命保険業の位置を論ず	同	明治四〇年
同	「ドイツ」に於ける奇異なる保険事業	同	同
同	混合保険を論ず	同	明治四一年
同	米国における生命保険学の研究	同	同
同	広告に就て	同	同
同	米国生命保険界における恩人	同	明治四二年
同	保険会社の資本金と供託金に就て	同	同
同	商業者と生命保険業	同	同
同	法定準備金私見	同	明治四三年
同	生命保険会社の広告を論ず	同	同
同	保険事業の組織に就て	同	同
同	富豪と生命保険	同	同
同	牛疫の流行に就て保険に志す人に詢る	同	同
同	商業教育より見たる投機	同	同
同	保険会社の計算公示の責任に就て	同	明治四四年
同	広告の害毒を論じて其取締に及ぶ	同	同
同	保険の本質を論じて労働保険制の必要を補説す	同	同
同	職人の生活状態改善に関する私見	同	同
同	小口生命保険の官営(講演)	同	大正元年
同	Commercial Traveller に関する研究	同	大正二年
同	小口生命保険官営の可否に就て	同	大正三年

氏名	件名	著書・雑誌名	年
同	利益配当付生命保険に就て	玉木等記念	同
同	災後の一週年に際して	経 三七卷四号	大正一三年
同	布哇に於ける生命保険事業の研究	商 研 四卷一号	同
同	売買事業に於ける信用取引を論ず	東京商大	大正一四年
同	卸売事業の使命及其将来	明 商 一卷一号	大正一五年
同	所謂租税原則の財政学上の価値	国 家 一九卷四号	明治三八年
同	相統税の理論上の根拠如何	国 経 一卷七号	同
同	所得の意義に関する論争	同 一卷一号	明治三九年
同	所得税法改正私義	同 一卷二号	同
同	ラートゲン教授の黄禍批判	同 一卷三号	同
同	日清両国外国貿易	同 一卷五号	同
同	露国の革命	同 一卷六号	同
同	相統税の理論上の根拠如何	同 一卷七号	同
同	エツチンゲン氏の道德統計	統計集誌 三〇六号	同
同	移民情報局を設置すべし	日 経 一卷五号	明治四〇年
同	韓国の拓殖	同 二卷三号	同
同	独逸帝国の財政改革	同 二卷六号	同
同	独逸の新相統税	同 二卷一号	同
同	保護政策上米国の発達	国 経 二卷三、四号	同
同	国家学とは何ぞや	同 三卷一号	同
同	平和会議と列国の財政	同 三卷六号	同
同	最近の紐育恐慌の経過	国 経 四卷二号	同
同	台湾戸口調査報告	同 五卷一号	同
同	輸入超過に就て	同 五卷三号	同

氏名	件名	著書・雑誌名	年
上田貞二郎 (改貞次郎)	同盟罷工防止解決の根本方策	財経 七卷一号	大正九年
同	英国の消費組合	国経 一卷六号	明治三九年
同	英米木綿工業比較	同 六卷四号	明治四二年
同	商事経営学とは何ぞや	同 七卷一号	同
同	独逸に於ける電気事業及び其企業法	同 七卷三号	同
同	工業の規模及組織	同 八卷二号	明治四三年
同	スエズ運河会社の財政	同 九卷五号	同
同	企業及経営の意義に関する疑問	同 九卷五号	同
同	株式会社の機関と實際的運用に就て	同 一〇卷三号	明治四四年
同	株式会社発起人の利得を論ず	同 一卷五号	同
同	ロンドン経済政治学校講義目録	同 一二卷二号	明治四五年
同	株式の種類	同 一二卷三号	大正元年
同	貨幣數量説に就て	同 一二卷五号	同
同	信託会社の意義に就て	同 一三卷五号	同
同	株式会社の形式と実質	同 一五卷三号	大正二年
同	株式会社論に就て福田博士に答る	同 一六卷四号	大正三年
同	英国に於ける最近の社会政策	和垣記念 一九卷四号	同
同	英独両国に於ける戦時の穀物供給	同 二九卷六号	大正四年
同	英国の労働党	新報 二五卷一〇号	同
同	英国に於ける政治思潮の変遷	国経 二二卷一〇号	大正五年
同	租税と社会政策	財経 二二卷六号	同
同	英国戦後の経済政策	財経 三卷二号	同
同	我が生糸市場に対する希望	同 三卷七号	同
同	英国に於ける戦時勤儉論	国経 二二卷五号 二三卷二号	大正六年

氏名	件名	著書・雑誌名	年
同	英国政治界に於ける労働党の地位	新報 二三卷四号	同
同	産業組合の本質	社政 三五号	同
同	産業組合と自治精神	エコー 一卷三号	同
同	明治十七年の産業政策	国経 三六卷四号	大正一三年
同	第十九世紀中葉の英国労働組合	商研 四卷二号	同
同	ギルド社会主義者の銀行管理論	財経 一一卷一一号	同
同	ジョン・スチュアート・ミルと社会主義	社政 五一号	同
同	我国に於ける有価証券取引の発達	イソ 二卷三号	大正一四年
同	商業学に就て	国経 三八卷一号	同
同	英国労働組合の現状（コール氏及ブランシャード氏の近著紹介）	商研 五卷一号	同
同	商業組織の改善	同 五卷二号	同
同	新自由主義と我国の関税政策	企社 七号	同
同	商業組織の改善	商大記念 四〇卷一号	大正一五年
同	産業に関する各種の組合に就いて	国経 四〇卷一号	同
同	市営事業と其職員	企社 二二号	同
同	経済研究会の「貿易及産業振興策」を読む	同 二二号	同
同	社会主義と自由主義	同 二二号	同
同	新自由主義と農村問題	同 三二号	同
同	労働法規の実施と国際労働会議	同 四二号	同
同	労働法規の実施と国際労働会議	同 四二号	同
同	新自由主義と協同組合	同 四二号	同
同	労働法規の実施と国際労働会議	同 四二号	同
同	新中産階級の社会的意義	同 五二号	同
同	新自由主義と金の輸出解禁	同 五二号	同
同	新潟県の耕作差止め事件の法律観	同 五二号	同

氏名	件名	著書・雑誌名	年
同	農村の移住と奨励	日 経 二卷七号	明治四一年
同	耕地整理に就て	同 同 二卷一〇号	同
同	近年に於ける米価の騰落に就て	同 同 三卷五、七号	同
同	米の経済	国 同 経 四卷一、三号	同
同	園芸の発展	同 同 経 五卷二号	同
同	中等社会の保護	東 同 経 五七卷一四二五号	同
同	肥料界の趨制	日 同 経 四卷七号	明治四二年
同	農地の価格に就て	同 同 経 五卷一号	同
同	牛馬改良の方針に就て	同 同 経 六卷一号	同
同	稲作と我農業	同 同 経 六卷七号	同
同	地主論	同 同 経 七卷一号	同
同	農家の負債	日 同 経 七卷一号	明治四三年
同	勸業及農工銀行を土地抵当銀行となすの不可を論ず	日 同 経 七卷六号	同
同	地価修正の不可を論ず	国 同 経 九卷一号	同
同	現今の農業政策	日 同 経 八卷七号	明治四四年
同	工場法の農業	同 同 経 八卷一〇号	同
同	米穀検査に対する改正意見	同 同 経 九卷四号	同
同	林政の発展	同 同 経 九卷七号	同
同	米納小作の分割に就て	同 同 経 一〇卷一号	同
同	農会の活動	同 同 経 一〇卷四号	同
同	林野入会権の整理を非とする	同 同 経 一〇卷一〇号	明治四五年
同	農業と警察	同 同 経 一一卷二号	同
同	東北区畝と稲作	同 同 経 一五卷一号	大正三年
同	生産額の前途	財 同 経 一卷三号	同

氏名	件名	著書・雑誌名	年
同	米穀輸入税率改正につきて	志林二卷三、五号	同
同	暹羅の世界経済上の位置	経時三卷一、二号	同
同	米国の新関税法と通商諸国	三卷三号	同
同	何れが實際的なるやに就て河津博士に答う	一三卷六号	同
同	北米合衆国の関税改正	東経六〇卷一五〇一号	同
同	条約改正と最惠国約款	法協二七卷一〇、一二号	同
同	経済行為の観念	国経八卷二号	同
同	経済行為の本質を論じて其の賤視せらるゝの所以に及ぶ	同	同
同	小工業の発達を論ず	同	同
同	産業組合経営に就て	日経二四卷一〇号	同
同	関税改正と輸出貿易	同	同
同	不正競争取締論	同	同
同	友人に与えて植民政策の本議を論ずる書	同	同
同	日英関税問題に就て	同	同
同	植民地発展につきて	同	同
同	商品陳列所と巡回商人	同	同
同	通貨税と銀行税	同	同
同	我国の商業道德を論ず	同	同
同	新通商条約と関税改正	同	同
同	英帝国特惠関税制度の我国貿易に及ぼす影響を論ず	同	同
同	再び日英関税問題を論ず	同	同
同	商工業の発展と商業道德	同	同
同	米価と米価政策	同	同
同	内国産業保護と輸出貿易	同	同

氏名	件名	著書・雑誌名	年
同	サンヂカリスム	和田垣記念	同
同	取引所制度は根本的改革を要す	国経 一九卷一号	大正四年
同	本国殖民地間の商業政策を論ず	国経 二九卷五号	同
同	社会政策より観たる我国租税制度	同 二九卷一一、一二号	同
同	本国殖民地間の商業政策	日経 一七卷四号	同
同	国歩艱難の秋なり（戦後の経済を論ず）	財経 二卷一号	同
同	米価調節案に就いて	同 二卷一号	同
同	東西取引所の差異について	新報 二五卷三号	同
同	穀物調節策論を評す	三学 九卷一、四号	同
同	植民の目的を論じて諸国戦後の植民政策に及ぶ	穂積祝賀	同
同	英国に於ける税制改正と社会政策	国経 三〇卷三号	大正五年
同	在外正貨処分問題に就て	国経 三〇卷一号	同
同	再び在外正貨処分問題に就て	同 三〇卷四号	同
同	連合国経済同盟論	同 三〇卷五、六号	同
同	在外正貨処分策に就て神戸小川両博士に応う	同 三〇卷八号	同
同	米価調節と農村問題	同 三〇卷九号	同
同	汎米経済会議	同 三〇卷一〇号	同
同	粗製濫造品の取締を論ず	同 三〇卷一一号	同
同	我国の立脚地より観たる経済問題	財経 三卷五号	同
同	現代農村と農民経済	同 三卷一〇号	同
同	商業会議所論	新報 二六卷三号	同
同	農村の振興に就て	同 二六卷一〇号	同
同	英国商業政策の廻転期	同 二七卷一号	大正六年
同	戦後の経済競争と我国の問題	同 二三卷二七号	同
同		同 二四卷二八六号	同

氏名	件名	著書・雑誌名	年
同	失業問題	国家 三三卷一号	大正八年
同	物価調節策	同 三三卷二号	同
同	経済生活革新運動	同 三三卷二、三号	同
同	経済学部之分立	同 三三卷四号	同
同	国際連盟案の経済観	同 三三卷四、五号	同
同	支那借款問題	同 三三卷七号	同
同	和田垣博の薨去	同 三三卷八号	同
同	通貨縮小に就て	同 三三卷八号	同
同	ミルと労働問題	同 八卷五号	同
同	小口落復活に就いて	同 六卷一号	同
同	八時間労働制実施に就て	同 六卷一二号	同
同	八時間労働制	同 二九卷一〇号	同
同	恐慌と労働市場	同 三四卷七号	大正九年
同	改造問題としての対外商業政策	同 三四卷一二号	同
同	取引所改善論	同 七卷八号	同
同	恐慌論	同 三〇卷一〇号	同
同	世界の二大思潮と社会政策	同 三五卷五号	大正一〇年
同	金融機関と事業会社との特殊関係	同 八三卷二〇七八号	同
同	輸出振興論	同 三一卷五、六号	同
同	輸出貿易振興の根本策	同 八卷四号	同
同	取引所法の改正	同 一卷一号	大正一一年
同	通貨と物価政策	同 一卷三号	同
同	経済力保存論	同 一卷三号	同
同	社会政策の精神と労働委員制度	同 一七号	同

氏名	件名	著書・雑誌名	年
同	金融恐慌に関する若干の考察	国家四一巻六号	昭和二年
同	商業政策より見たる支那関税問題	経研四巻二号	同

出典…国立国会図書館「帝国図書館旧蔵和漢書著作目録」大正一一年、昭和一五年受入図書。天野敬太郎編『法政経済社会論文総覧』、刀江書院、昭和二年。天野敬太郎編、前掲書、追編、昭和三年。佐野前学長記念事業図書委員会、『佐野善作博士記念論文集』、六二五、六三二頁より大澤泉氏作成。

(注) 1 法学関係及び外国人教師は除いた。横井時敬のみは本学に出講されていない。
2 採録雑誌及び書名は以下のとおりである。

名称	略語	編者・発行者
インヴェストメント	イ	インヴェストメント社
エコノミスト	エ	大阪毎日新聞社
大阪銀行通信録	会	大阪銀行集会所
会 計	計	日本会計学会、同文館
外交時報	外	半沢玉城、外交時報社
改 造	改	改造社
金井教授在職二十五周年記念最近社会政策、	金	上田貞二郎
企業と社会	企	日本銀行調査局
金 融	金	東京銀行集会所
銀行通信録	経	東京帝国大学経済学会、有斐閣
経済学論集	経	日本評論社
経済学研究	経	京都帝国大学経済学会、有斐閣
経済学論叢	経	経済世界社、同文館
経済世界	経	明大学会
経済及商業	商	

經濟評論
 国家学会雜誌
 国民經濟雜誌
 国家及国家学
 高等商業学校同窓会誌臨時増刊号
 神戸經濟会講演集
 産業と教育
 財政經濟時報
 史学雜誌
 社会政策時報
 社会政策学会論集
 社会經濟体系
 社会政策大系
 商と工
 商業經濟論集
 商学研究
 商業世界
 玉木、栗津、志田三氏記念祝賀保險論文集
 大日本蚕糸会報
 大日本文明協會學術講演録
 取引所研究
 東京經濟雜誌社
 統計集誌
 東京商科大学創立五十週年記念論文集
 日本經濟新誌
 日本社会学院年報

日 日 東 統 東 取 玉 商 商 社 社 社 史 財 国 国 国 經
 社 經 京 集 經 引 木 業 業 政 體 政 雜 政 国 經 家 評
 社 經 大 集 經 引 等 研 業 系 系 政 雜 政 国 經 家 評
 社 經 大 集 經 引 等 研 業 系 系 政 雜 政 国 經 家 評

經濟評論社
 国家学会（東京帝国大学内）、有斐閣
 神戸高等商業学校商業研究所、宝文館
 国家社
 神戸經濟会
 實業教育振興中央会
 財政經濟時報社
 史学会（東京帝国大学内）、富山房
 協調会
 日本評論社
 大東出版社
 商工社
 名古屋高等商業学校商業經濟学会
 東京商科大学、同文館
 同文館
 巖松堂
 大日本蚕糸会
 取引所研究社
 東京統計協會
 同文館
 日本經濟新誌社

名稱	略語	編者・發行所
日本法政新誌 農業世界 農業經濟研究 一橋會雜誌 文明協會講演集 法學志林 法曹記事 法律新聞 法學協會雜誌 法學新報 法律新聞 保險學雜誌 保險評論 質 易 穗積先生還曆祝賀論文集 三田學會雜誌 宮崎教授在職二十五年紀念論文集 明治學報 明大商業論叢 竜門雜誌 和田垣教授在職二十五年紀念經濟論叢	法 政 農 經 志 林 法 記 法 新 法 協 新 報 新 聞 保 雜 保 評 穗 積 祝 賀 三 田 學 會 宮 崎 記 念 明 治 學 報 明 大 商 業 和 田 垣 記 念	日本法政學會 農業世界社 農業經濟學會（東京帝國大學內）、岩波書店 東京高等商業學校一橋會 法政大學、有斐閣 法曹會 山內確三郎、法律新報社 法學協會（東京帝國大學內）、有斐閣 中央大學法學新聞社、有斐閣 法律新聞社 保險學會、巖松堂 小山哲四郎、保險評論社 日本貿易協會 有斐閣 理財學會（慶應義塾內）、丸善三田出張所 有斐閣 明治大學出版部、有斐閣 明大學會（明治大學內）、文雄堂 竜門社 有斐閣

(資料五)

私学整理論

文部当局者学制改革案を提起してより以来世間教育機関に就て議論を闡すもの多し、併ながら文部省が手を着けたるは、官立公立学校の事のみにて、私立学校に及ばず、私立学校は区々其類多しと雖も私立大学を以て自ら称するものに至りては、其中学卒業者を入るゝ組織なると、帝国大学法科大学と其科目を相同くすることゝに於て、自ら教育上の重要問題とするを得ず。

今日私立大学といへば法立学校を意味するが如くなれども、政治経済若くは商科等を附加して宛然法科大学と相對峙するの姿あり、而して我が東京市にて慶応義塾大学あり、早稲田大学あり、中央大学日本大学法政大学明治大学曰く何曰く何と一々樓指に違あらず、其学校の地位來歴より云はゞ、互に甲乙ありと雖も其教程は略ぼ相若き、担当講師に至りては、諸学校殆ど同じく、独り私立大学が同じきのみならず、一の大学教授が三四の私立大学の講師となつて、同一のノートを持ち廻りて講義し居るは、決して珍らしからず、時人耳熟し眼慣れて敢て怪異せざれども、是れ實は不合理無算当の沙汰にて、帝国大学の法科大学のみにて不可ならば、一都市に一の私立大学を設けて十分ならずや、慶応早稲田二大学が地理上歴史上合同し得ずとならば、二大学を存して他は各々其便宜に依りて此二者の一を択びて、合併するを可とせずや其れも不可なりとせば、二大学を存するの外に、他の三四の

大学は皆同様の來歴を有するを以て、相合同して一大学を形成するを然當とす。

且今日の実際は如何と云ふに、私立大学の一二を除く外は、年々其学生減少し、其講義録の發行高も減少し行くのみにて前途推して知るべきものあり、蓋し二十年前判事檢事高等文官及び弁護士志願者が、多く私立大学に集り來れる頃は、多くの大学の存在を必要と爲し、且何も繁昌したらん、今日となりては、青年の出身甚だ容易ならざる上に、他の教育機関歲月と共に發達し來りて、世間父兄及び子弟共に私立大学を喜ばざるの風を成したることが、此類勢を招致したるものならざるべからずして、所在私立大学經營者にして此大勢を知らず、姑息是れ求めたらば、漸衰漸微遂に爲すべからざるの窮に陥るのなきを得ず。

吾々は由來私学の發達を喜ぶものにして、出來得べくんば法科大学の如きは官立の帝国大学より分離して、之を獨立自治の一私立大学たらしむるを望むものなり、只今日の実況にては、多くの私立大学が無意味に存在するという姿なる上に、各々其維持に苦み居るがときは、吾々の甚だ取らざる所なり、其基礎鞏固にして資力亦余りあるものは可なり、然らざるものは早に及で相合同して一の有力なる私立大学を組織するにあらざれば、遂に共潰れ共倒れとなりて終るべきは、智者を待ちて後に知るを要せず。

實を云はゞ今の學者や学校經營者ほど融通の利かぬものはなく、独り学校のみと云はず學術雜誌も其通りにて法科大学連

は法学協会雑誌と国家学会雑誌を発売すれども此二会は殆ど同一物なるのみならず、二雑誌は常に同一人が交互に寄稿して其紙面を埋むるに過ぎず、法学新報明法志林等亦以上二雑誌と同一人が交互に寄稿せるものを編纂するに外ならずして常識もて判断せば斯く多くの雑誌を発売するよりは、一の完全なる雑誌を作りて、独逸のアルヒブ仏英諸国の学報の如きものたらしむるを優れりとす、只々雑誌などはいづれにても可なれども、私学分立して共に苦み共に衰ふるが如きは、今の世には余り智恵のなき沙汰なり、私学経営者宜く速に相謀りて一大整理を為して可なり。

『中央新聞』明治四十三年五月二十一日

注

- (1) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第九卷産業教育、昭和四十八年、三一―三三六頁を参照してほしい。
- (2) 佐野善作「我国商業教育の進展」(『産業と教育』第二巻第二号昭和十年)。
- (3) 同前書、一四七頁。
- (4) 文部省実業事務局『実業教育五十年史』正・続篇、日本図書センター、昭和五十六年(再版)。
- (5) 国立教育研究所編、前掲書。
- (6) 同前書、六―八頁。
- (7) (9) 同前書、六頁。
- (10) 戸田正志「日本商業教育百年の回顧」(1) (神戸学院

『経済学論集』第九巻第二、三号、昭和五十二年十二月。) 戸田正志「日本商業教育百年の回顧」(2) (同前書、第九巻第四号、昭和五十三年三月)。

(11) 同前書、第九巻第二、三号、一六二頁。

(12) 第一、二、三次の各業種の説明は経済企画庁昭和五十二年調によった。

(13) 戸田正志「日本商業教育百年の回顧」(1)、一六四頁、(前掲書、第九巻第二、三号、昭和五十二年十二月)。

(14) 同前書、一六六頁。

(15) 池田敬八『得能良介君伝』印刷局、大正十年、二〇六頁。

(16) 同前書、二〇七頁。

(17) 同前書、二〇八―二一二頁。

(18) 横井時冬『日本商業史』、改造社、昭和四年、三二三頁。

(19) 『慶応義塾百年史』上巻、昭和三十三年、五九〇、五九一頁。

(20) 国立公文書館蔵『商学校ヲ建ルノ主意付商法学校科目並要領』明治七年、三丁。三好信浩『日本商業教育成立史の研究』——日本商業の近代化と教育——、風間書房、昭和六十年、三三九頁。

(21) 福沢諭吉『学問のすすめ』岩波文庫、昭和二十三年、一〇八頁。

(22) 一橋五十年史編纂委員会『一橋五十年史』、大正十四年、七頁。

- (23) 三好信浩、前掲書、三八二頁。
- (24) 東京都『商法講習所』、昭和三十五年、七四頁。
- (25) 『文部省第八年報』明治十三年、二冊、昭和四十一年(復刻)、宣文堂書店、三十七頁。
- (26) 東京都、前掲書、七七〜七八頁。
- (27) 三好信浩、前掲書、三九〇頁。兵庫県教育史編集委員会編『兵庫県教育史』兵庫県教育委員会、昭和三十八年、一〇三頁。
- (28) 『文部省第十三年報』明治十八年、五四頁。三好信浩、前掲書、三九七頁。
- (29) 明治十四年の矢野教則改正問題と東京府会・商法会議所の動向については、杉山和雅「商業教育の発展と矢野次郎」(『成蹊大学経済学部論集』第三卷第一号、一九七二年十月)で詳しく分析されているので参照してほしい。
- (30) この言葉は明治十九年結成された渋沢門下の修養団体・竜門社での演説の一節である。竜門社編刊『青淵先生六十年史』第二卷、明治三十三年、八四〇頁。
- (31) 佐野善作『日本商業教育五十年史』、東京商科大学、大正十四年、六三頁。
- (32) 文部省・農商務省との学校管理権の係争事件については、三好信治『日本商業教育成立史の研究』四一〇頁以下に詳しい研究があるので参照してほしい。
- (33) 慶応義塾『慶応義塾七十五年史』、昭和七年、一七五頁。
- (34) 文部省実業学務局、前掲書、二二四頁。
- (35) (36) 渋沢青淵記念財団竜門社『渋沢栄一伝記資料』第二十六卷、渋沢栄一伝記資料刊行会、昭和三十四年、六三〇頁。
- (37) 「明治大学商学部学生募集公告」(『中央新聞』明治三十七年九月二十二日)。
- (38) 授業内容及び講師構成については、『明治大学史紀要』(4)大澤泉「近代における高等商業教育の展開」で詳しく分析されているので参照してほしい。